

No. 1028 (2018.12. 6)

イギリスの議会質問制度

はじめに

I 下院

1 口頭質問

2 文書質問

II 上院

1 口頭質問

2 文書質問

おわりに

キーワード：議会、国会、質問制度、口頭質問、文書質問、質問時間、クエスチョンタイム、行政統制、行政監視、イギリス（英国）

- 議院内閣制の議会にとって行政統制のための重要な手段である議会質問は、政府に口頭の答弁を求める「口頭質問」、文書の答弁を求める「文書質問」に大別される。イギリス上下院の口頭質問は複数に類型化され、クエスチョンタイム（大臣のクエスチョンタイム、首相のクエスチョンタイム等）、緊急質問等がある。
- 下院の口頭質問では、与野党交互に質問を行う。ただし、下院の首相のクエスチョンタイムでは、野党第1党（及び第2党）の党首に多くの質問を認めている。
- 文書答弁の監視や苦情の受付・審査を行う下院手続委員会の存在は、特徴的と言える。また、下院の文書質問の提出数は直近で年間3万件を超え、多く利用されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 はまの ゆうた 濱野 雄太

はじめに

議会質問 (Parliamentary Questions) 制度は、比較議会法的に見ると、立法と並ぶ議会の重要な機能である行政統制を行うための手段の一つに位置付けられるとされる¹。議会に対する政府の説明責任を特徴とする議院内閣制の国全てに議会質問制度が存在するとも言われており²、議会がその任務を果たすに当たり重要な仕組みとなっている。議会質問には2つの類型があり、質問に対して政府から口頭の形式により答弁が行われるものが「口頭質問」、文書の形式により行われるものが「文書質問」と整理され、いずれも政府に対して国政上の問題を問いたす手段である³。このうち「口頭質問」は基本的に本会議において実施され、政府構成員である首相や大臣に対し、その所掌一般について議員が質問をするものであり、本会議や委員会で行われる法律案等の審議・審査における討論・質疑応答とは区別される。

議会質問の起源に関して、最初に記録された議会質問として参照されるのは、1721年のイギリス貴族院 (House of Lords) における大臣への質問である⁴。また、イギリス庶民院 (House of Commons) で最初に議会質問が大臣への通告として印刷されたのが1835年、初めて議事日程表に記載されたのが1849年とされ⁵、議会質問の歴史という点で、同国の質問制度は他国に先行している⁶。イギリスにおける議会質問の目的は「(政府から) 情報を得、又は(政府に) 行動を要求する」とされ⁷、議会質問は議員が政府に説明責任を果たさせる方途の一つとされる⁸。特に下院の口頭質問及び文書質問は、政府を批判にさらし、又は政府に釈明若しくは正当化の理由を求め手段となり得るもの⁹として、主に野党の議員により活用されている。

以下、庶民院を下院、貴族院を上院とし、それぞれ紹介することで、我が国における議論の参考に供したい¹⁰。なお、主な口頭質問及び文書質問の概要の一覧は別表1及び別表2のとおり

* 本稿のインターネット情報の最終アクセス日は、2018年11月9日である。また、肩書は当時のものである。

¹ 大石眞「立法府の役割と課題」『統治機構の憲法構想』法律文化社、2016、p.170。(初出2010)

² Federico Russo and Matti Wiberg, “Parliamentary Questioning in 17 European Parliaments: Some Steps towards Comparison,” *The Journal of Legislative Studies*, Volume 16 No.2, 2010.6, p.215. ここでいう議院内閣制の国とは、内閣(政府)が議会に対して責任を負う政治システムを採用する国を指し、いわゆる半大統領制(一定の任期で直接選挙された大統領と、議会に責任を負う政府が併存する政治体制)の国も含まれる。なお、大統領制を採用するアメリカには、連邦議会上下院本会議における口頭質問制度及び連邦議会議員による連邦政府への文書質問制度は存在せず、委員会の公聴会に閣僚等の政府関係者を証人として呼び、証言を求めるのみである(廣瀬淳子「アメリカ連邦議会の行政監視—制度と課題—」『外国の立法』No.255, 2013.3, p.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111645_po_02550003.pdf?contentNo=1>; Shane Martin, “Parliamentary Questions, the Behaviour of Legislators, and the Function of Legislatures: An Introduction,” Shane Martin and Olivier Rozenberg, eds., *The Roles and Function of Parliamentary Questions*, London: Routledge, 2012, p.10.)。

³ 大石眞『議会法』有斐閣、2001、p.116。

⁴ Olivier Rozenberg and Shane Martin, “Questioning Parliamentary Questions,” Martin and Rozenberg, eds., *op.cit.*(2), p.135。

⁵ Mark Sandford, “Parliamentary Questions: recent issues,” *House of Commons Library Briefing Paper*, Number 04148, 2015.5.6, p.13. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN04148/SN04148.pdf>>; Helen Irwin et al., “Evolving Rules,” Mark Franklin and Philip Norton, eds., *Parliamentary Questions*, Oxford: Clarendon Press, 1993, pp.23-24。

⁶ ただし、当時行われていたのは口頭質問のみであり、文書質問の導入は20世紀まで待つこととなる (Robert Rogers and Rhodri Walters, *How Parliament Works*, 7th ed., London; New York: Routledge, 2015, p.272.)。

⁷ Malcolm Jack et al., eds., *Erskine May's treatise on the law, privileges, proceedings and usage of Parliament*, 24th ed., London: LexisNexis, 2011, p.359。

⁸ Sandford, *op.cit.*(5), p.4。

⁹ Rogers and Walters, *op.cit.*(6), p.293。

¹⁰ 以下、主に次の文献によりながら説明する。House of Commons Information Office, “Parliamentary Questions,”

り、質問提出件数に関する統計は別表3のとおりである。

I 下院

1 口頭質問

下院における口頭質問（Question for Oral Answer）には、大別して「クエスチョンタイム（Question Time）」と「緊急質問」の2類型¹¹が存在する。「クエスチョンタイム」は、「大臣のクエスチョンタイム」、「首相のクエスチョンタイム」及び「時事的質問」を含む。これらの口頭質問は、いずれも本会議場で実施される。本会議場は、議席が左右に分かれ、議長席から見て右が政府・与党席、左が野党席で、両者が向き合う構造となっている。この議場構造は「対面型」に分類され¹²、著名な政治学者であるフィリップ・ノートン（Philip Norton）ハル大学教授によれば、左右両者の対立（confrontation）を作り出すことを意図しているという¹³。2016-2017年會期（2016年5月18日～2017年4月27日）では、本會議の開會日は142日、本會議において議事に要した時間の総計は1,066時間34分であったが、このうち口頭質問が175時間7分（16.4%）を占める¹⁴。なお、イギリス議会には、大臣は自らが属する議院でのみ出席・発言が許される慣例があるため、下院の口頭質問の答弁者は下院に議席を有する大臣となる。

(1) クエスチョンタイム

下院の本會議において、各下院議員が首相や大臣に対して口頭の答弁を求める質問を行うこ

Factsheet P1 Procedure Series, 2010.8 <<https://www.parliament.uk/documents/commons-information-office/p01.pdf>>; Jack et al., eds., *op.cit.*(7), pp.352-370, 503-504, 508-509; Philip Norton, *Parliament in British Politics*, 2nd ed., London: Palgrave Macmillan, 2013, pp.121-125; House of Commons, “Parliamentary Questions,” *Brief Guide*, 2013.3. <<https://www.parliament.uk/documents/commons-information-office/Brief-Guides/Parliamentary-Questions.pdf>>; Richard Kelly, “Prime Minister’s Questions,” *House of Commons Library Standard Note*, SN/PC/05183, 2015.2. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05183/SN05183.pdf>>; Sandford, *op.cit.*(5), pp.1-17; Emily Haves, “Tabling of Lords Parliamentary Questions,” *House of Lords In Focus*, LIF2015/0043, 2015.11. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LIF-2015-0043/LIF-2015-0043.pdf>>; Rogers and Walters, *op.cit.*(6), pp.272-302; Clerk of the Parliaments, *Companion to the Standing Orders and Guide to the Proceedings of the House of Lords*, House of Lords, 2017, p.73. <<https://www.parliament.uk/documents/publications-records/House-of-Lords-Publications/Rules-guides-for-business/Companion-to-standing-orders/Companion-to-Standing-Orders-2017.pdf>>; *Guide to Parliamentary Work*, Cabinet Office, 2018, pp.8-14, 33-39, 46-47. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/740236/Guide-to-Parliamentary-Work-2018.pdf>; Philip Norton, “The House of Commons at work,” Bill Jones et al., eds., *Politics UK*, 9th ed., London: Routledge, 2018, pp.360-392; Stephen Bates et al., “Questioning the Government,” Cristina Leston-Bandeira and Louise Thompson, eds., *Exploring Parliament*, Oxford: Oxford University Press, 2018, pp.174-186; UK Parliament website <<http://www.parliament.uk/>> 他の文献を典拠とした部分については、適宜脚注を付した。なお、イギリス議会の質問制度を紹介した直近の邦語文献として、河島太郎「イギリス議会における行政監視」『外国の立法』No.255, 2013.3, pp.43-48. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111647_po_02550005.pdf?contentNo=1> が挙げられる。

¹¹ 文献により、本會議場ではなく議事堂内の西側に位置するウエストミンスターホールで実施された分野横断質問（Cross-cutting questions）を含め3類型とする分類もあるが、分野横断質問は2003年1月に導入されたものの、2010年の保守党・自由民主党による連立政権発足に伴い実施されなくなったため、類型に含めていない。下院年次活動報告書（House of Commons Sessional Returns）においても、2009-2010年版を最後に記載がなくなっている。

¹² 赤坂幸一「議場構造の憲法学」毛利透ほか編『比較憲法学の現状と展望—初宿正典先生古稀祝賀—』成文堂, 2018, p. 319. ほかに対面型の議場を有する国として、カナダ、シンガポールが挙げられている。日本は、「半円形」の変型方式である「政府席対置型」に分類される。

¹³ “Have Westminster’s ‘yobbish’ debates always been so ‘circus-like’?” *Telegraph*, 2014.2.20. <<https://www.telegraph.co.uk/women/womens-politics/10649639/Have-Westminsters-yobbish-debates-always-been-so-circus-like.html>>

¹⁴ House of Commons, *Sessional Returns: Session 2016-17* (HC1), 2017, pp.25-26, 34-35. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/csession/1/1.pdf>> を基に算出。参考までに、法律案の審議時間の総計は、298時間39分（28.0%）である。なお、会期末の日付は5月3日という記載も見受けられるが、閉会日である4月27日を採用した。

とができ、これをクエスチョンタイムという。クエスチョンタイムは下院規則（公的議事）（Standing Orders (Public Business)）（以下単に「下院規則」という。）に根拠を有するが、規定する条項の数は僅か（第 21 及び 22 条）である。クエスチョンタイムだけでなく、下院の議会質問自体、慣行として積み重なった下院議長の裁定に沿って運用されている。

（i）大臣のクエスチョンタイム

（a）概要

大臣のクエスチョンタイム（Ministerial Question Time）は定期的実施することが規定されており、毎週月曜日から木曜日までの議事冒頭に 1 時間を超えない範囲で実施される（下院規則第 21 条第 1 項及び第 2 項。首相のクエスチョンタイムが直後に控える水曜日のみ、実施時間は約 30 分）。開始時刻は月曜日が 14 時 30 分、火曜日及び水曜日が 11 時 30 分、木曜日が 9 時 30 分である¹⁵。省庁ごとの当番制（rota）があり、政府・与党及び野党が決定した 5 週に 1 度の頻度で、各省庁に日時が割り当てられる。

（b）質問提出手続

各下院議員の質問提出上限数は 1 日に 2 件であり、同一の省庁については 2 件を提出することはできない。質問内容は事前に提出する必要があるが、各下院議員は下院事務局の議事課（Table Office）に下院議長の定める形式で通告しなければならない（下院規則第 22 条第 1 項）。質問提出期限は、クエスチョンタイム実施日から遡って 2 日空けた日（金曜日、土曜日及び日曜日を除く。）（同条第 5 項 b 号）¹⁶の 12 時 30 分までである。質問の宛名は、基本的に、省庁を所管する 1 人の國務大臣（Secretary of State）である¹⁷。また、下院議員行為規範（Code of Conduct for Members of Parliament）¹⁸第 14 条に基づく利害関係の表明の一環として、質問者は質問内容に利害関係を有する場合はその旨を記入しなければならない¹⁹。質問内容については、①政府に情報を求め又は行動を要求するものであること、②省庁の所管に関係すること、③平易かつ簡潔であること、④意見の表明を含めないこと等の条件が課されている²⁰。これら利害関係の記入及び質問内容の条件は、大臣のクエスチョンタイムに限らず、下院の議会質問に共通する原則である。質問の提出は紙媒体に限られず、2003 年以降、議会のイントラネットシステムによる提出が可能となった²¹。

¹⁵ これらの時刻は会議の冒頭に行われる祈とう（Prayers）の開始時刻であり、祈とう等の終了後に大臣のクエスチョンタイムが始まる。

¹⁶ 実施には、元日等の公休日（bank holidays）も除かれている。

¹⁷ ただし、質問提出先の省庁の國務大臣が上院に議席を有する場合、質問の宛名は当該省庁において下院に議席を有する下級大臣（担当大臣（副大臣）（Minister of State）及び政務官（Parliamentary Secretary）又は政務次官（Parliamentary Under Secretary of State））となる。

¹⁸ 1994 年に起きた下院議員による金銭スキャンダル、質問汚職（Cash for Question）事件を受けて制定された（古賀豪「イギリス上院の行為規範」『外国の立法』No.224, 2005.5, p.20. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000411_po_022402.pdf?contentNo=1>）。

¹⁹ House of Commons, *The Code of Conduct together with The Guide to the Rules Relating to the Conduct of Members* (HC1076), 2015, p.35. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201516/cmcode/1076/1076.pdf>> ただし、口頭質問において補充質問を行う場合には、利害関係を宣言する必要はない。

²⁰ 同一会期内で答弁済み又は答弁が拒否された質問で、質問の前提となる事実等の変更が認められないものは、議事課が受理しない。

²¹ 特別委員会の一つである下院手続委員会（Procedure Committee）が 2002 年に行った勧告『議会質問（Parliamentary Questions）』中の提言（House of Commons Procedure Committee, *Parliamentary Questions* (HC622), London: Stationery Office, 2002, pp.27-29.）を受けたものである。なお、電子メールによる提出は認められていない。

(c) 質問の配分

提出された質問は、締切時刻経過後直ちにコンピューターによる無作為抽出（「シャッフル（shuffle）」と呼ばれる。）により、番号を付されて選ばれる。実施時間が1時間の場合、1回につき25件まで議事日程表に記載される。ただし、時間不足のため、議事日程表に記載された全ての質問に対し答弁が行われることは、まれである。残余の質問については、後日書により答弁が行われる。各党は自らの陣営の議員がシャッフルで選ばれる可能性を高めるために、質問の提出を積極的に促しており、特に与野党のフロントベンチ議員²²は、取り上げたいテーマをバックベンチ議員（平議員）²³に指示し、提出させているという。質問の後に行われる補充質問の順番は、後述（e）のとおり、慣例により与野党の下院議員が交互に行うこととされる。これにより、質問の機会が与野党にほぼ均等に与えられている。

(d) 政府側の対応

答弁を担当する省庁の国务大臣及び下級大臣（担当大臣（副大臣）（Minister of State）及び政務官（Parliamentary Secretary）又は政務次官（Parliamentary Under Secretary of State））は全て出席するのが原則であり、欠席する場合には下院議長に対して釈明が行われる²⁴。答弁次第では窮地に陥る可能性もあるため、大臣は自らの省庁の職員と共に、答弁の準備を入念に行う。質問者が与党議員の場合、質問の背景や補充質問の内容といった情報が事前に大臣側にもたらされることがしばしばある。一方、質問者が野党議員の場合、通常、大臣を窮地に陥れるために予想外の補充質問をしようとするので、大臣は内容を推測して準備を行う。

なお、大臣は自らの省庁の政策等について議会に説明する責務を負っていること、大臣が議会に正確かつ真実の情報を提供することは最も重要であり、故意に議会を欺いた大臣は首相に辞任を申し出ること等が大臣規範（Ministerial Code）²⁵に定められている²⁶。これは、大臣のクエスチョンタイムに限らず、また、両院に共通することである。

(e) 実施手続

質問者は時間の節約のため議事日程表に記載された質問番号のみ読み上げ、答弁の担当者は準備してきた答弁を読み上げる。答弁は国务大臣が行うとは限らず、自身が担当する分野に関する質問の場合は下級大臣が答弁することもある。この後、質問者は補充質問を1件のみ行うことができるが、元の質問テーマから明らかに外れたものではないこと等の条件がある。補充質問とそれに対する大臣側の答弁の後、下院議長の指名により他の下院議員も補充質問を行うことができる。下院議長は、与野党の下院議員を交互に指名する慣例である。通例、野党の影の内閣（Shadow Cabinet）の大臣を務める議員を含む1～3人のバックベンチ議員が補充質問を

²² 与党において政府の役職に就いている議員（すなわち政府構成員）及び野党において影の内閣（Shadow Cabinet）の役職に就いている議員の総称で、それぞれ主に各党の幹部議員で構成される。本会議場では前列の席を占める。

²³ フロントベンチ議員以外、すなわち与党において政府の役職に就いていない議員、野党において影の内閣の役職に就いていない議員の総称。本会議場では後列の席を占める。「一般議員」と訳されることもある。

²⁴ 下院図書館からの回答（2018年8月16日）による。

²⁵ 大臣規範は、時の首相により発せられ、大臣に求められる行為基準の根拠となる原則を定めるものである（国立国会図書館調査及び立法考査局『英国の内閣執務提要』（調査資料2012-4）2013, p.60. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8091534_po_201204.pdf?contentNo=1>）。

²⁶ *Ministerial Code*, Cabinet Office, 2018, p.1. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/672633/2018-01-08_MINISTERIAL_CODE_JANUARY_2018_FINAL__3_.pdf> ただし、2000年情報自由法（Freedom of Information Act 2000）等の枠組みにおける、公開することにより公益を損なうような情報（答弁することにより国家安全保障の点で問題があるもの、企業秘密等）については、答弁を拒否できる。

行い、次の質問に移るという流れになる。補充質問を何件まで認めるかは、下院議長の裁量による。なお、大臣のクエスチョンタイムは、公共放送 BBC によりテレビ中継される。

大臣のクエスチョンタイムは、野党議員にとっては個々の大臣や政府の政策を批判する質問を行う機会となる。これは、イギリス政治における野党の主な役割が、次の政権を担う存在であることに由来する。一方、与党のバックベンチ議員は、大臣が答弁で政府の活動を宣伝することができるような質問や、野党を攻撃する機会を提供するような質問を行うことがある²⁷。首相のクエスチョンタイムと比較した場合、大臣と議員のやり取りのトーンはより穏やかであり、質問内容もより限定された特定の政策分野の問題である。

(ii) 首相のクエスチョンタイム

(a) 概要

大臣のクエスチョンタイムのうち、毎週水曜日の 12 時から 30 分間実施される、首相が答弁を担当する枠を、首相のクエスチョンタイム (Prime Minister's Question Time) という。首相のクエスチョンタイムが制度化されたのは、1961 年である。我が国のいわゆる党首討論制度のモデルとなったことは、よく知られている。ただし、その手続は大臣のクエスチョンタイムとほぼ同じであり、質問者は野党の党首に限られず、下院議員が首相に対し直接質問を行うことができる機会でもあるということには留意が必要である。

(b) 質問提出手続

提出期限は実施日の前週の木曜日の 12 時 30 分までであるが、事前通告する質問内容は首相の予定のみという形式的なものであり、補充質問において事前に通告していない事柄について質問を行うこととなっている。これにより、大臣のクエスチョンタイムと異なり、事実上、首相は事前通告のない質問について答弁を強いられることになる。

(c) 質問の配分

質問は、提出されたものの中から、シャッフルを経て 1 回につき 15 件まで議事日程表に記載される。慣例により、与野党の下院議員が交互に質問を行う。これにより、質問の機会が与野党にほぼ均等に与えられている。ただし、補充質問の件数について、後述 (e) のとおり野党第 1 党及び第 2 党党首にのみ、より多く認められる慣行がある。このため、補充質問も含めた質問件数という点では、より多くの質問の機会が野党に与えられている。例えば、2017 年 11 月～2018 年 10 月における与野党別の質問数の割合 (括弧内は議席数の割合。ただし、下院議長は含めていない。) は、与党 (保守党及び民主統一党) が 41.5% (50.1%)、野党 (与党以外) が 58.5% (49.9%) であった²⁸。

(d) 政府側の対応

質問の範囲が政府の所管全てにわたることに加え、前述のとおり質問内容の事前通告が事実上行われなため、首相は事前に入念な準備を行う。多くの閣僚も首相と共に出席するが、これは義務ではなく、当日に議会での業務がない閣僚は、出席せず海外訪問を含む自らの省庁の

²⁷ Thomas Saalfeld, "Parliamentary Questions as Instruments of Substantive Representation: Visible Minorities in the UK House of Commons, 2005-10," Martin and Rozenberg, eds., *op.cit.*(2), p.14.

²⁸ 本会議議事録を基に算出 (小数点第 2 位を四捨五入した)。議席数は、2018 年 10 月時点のもの。1 番目の質問者の形式的な質問及び首相又は代理の大臣が答弁を行わなかった質問は、算入していない。閣外協力の立場にある民主統一党は質問の順番においては野党扱いであるが、その立場に鑑み、ここでは与党に含めた。

業務を行うこともある²⁹。なお、首相が出席している限り他の閣僚が答弁することはない³⁰。

(e) 実施手続

1 番目の質問者は首相が自らの予定について答弁した後、補充質問を 1 件のみ行う。2 番目以降の質問者は、事前に通告していない事柄について最初から質問をする。当該質問は補充質問という位置付けであり、更に補充質問を行うことはできない。質問者以外の議員も下院議長の指名を受けた上で補充質問を 1 件のみ行うことができる。補充質問を何件認めるかは、下院議長の裁量による。野党第 1 党の党首は優先的に下院議長による補充質問の指名を受けることができ、補充質問は 6 件（野党第 2 党の党首は 2 件）認められる³¹。2017 年 11 月～2018 年 10 月の補充質問を含む質問の実施件数は、1 回につき 26～37 件（平均約 32.5 件）³²であった。

クエスチョンタイムは議会における最も活発な時間の一つであるが、中でも首相のクエスチョンタイムはその週で最も耳目を集め、首相のクエスチョンタイムの間、本会議場には多くの下院議員が詰め掛ける。特に注目されるのは、首相と野党第 1 党の党首との 10 分余の論戦である。野党第 1 党の党首にとって、首相のクエスチョンタイムは自らを次の首相にふさわしい存在として示し、リーダーシップを誇示する機会となる。首相と野党議員とのやり取りは緊迫した政治的論戦であり、公共放送 BBC 等によりテレビ中継され、翌日の新聞紙面でも報じられるなど、マスメディアの注目度も高い³³。

(iii) 時事的質問

大臣のクエスチョンタイムに充てられる時間のうちの最後の 4 分の 1（すなわち月曜日・火曜日・木曜日は約 15 分、水曜日は約 7 分）を、時事的質問（Topical Question）という。従来の議会質問では急に持ち上がった案件について即応することができないという問題があったため、2007 年 11 月に導入された³⁴。

質問提出期限はクエスチョンタイム実施日の 3 会議日前（金曜日、土曜日、日曜日等を除く。）であるが、事前通告する質問内容は形式的なものであり、補充質問において事前に通告していない事柄について尋ねることとなっている。質問提出数の制限は、大臣のクエスチョンタイムと同じである。質問者の氏名はシャッフルを経て 10 件まで議事日程表に記載され、1 番目のみ形式的な質問内容も併記される³⁵。

1 番目の質問者は、大臣が形式的な質問に対して答弁した後、1 件のみ補充質問を行う。前述のとおり質問内容の事前通告が事実上なく、大臣の所掌に関係する全ての事項について尋ねることができるため、省庁の職員は質問が予想される全ての案件について大臣に事前説明を行っている。また、下級大臣を含む大臣チームは、誰が答弁するかをその場で瞬時に決める必要が

²⁹ 下院図書館からの回答（2018 年 8 月 16 日）による。

³⁰ ただし、公務等を理由に首相が欠席した場合は、副首相、財務大臣、外務大臣、院内総務（Leader of the House）等が代わりに答弁を担当する。

³¹ 2010～2015 年の連立政権（保守党・自由民主党）時は、野党第 2 党の党首に認められた補充質問は 1 件であった。

³² 本会議議事録を基に算出（小数点第 2 位を四捨五入した）。

³³ 特定の政策分野に関する情報を得るという点では、大臣のクエスチョンタイムの方がより詳しい情報を引き出すことができるとされる。首相のクエスチョンタイムは、より政治的な「論戦」に焦点を当てたものと言える。

³⁴ 下院現代化特別委員会（Select Committee on Modernisation of the House of Commons）が 2007 年に行った勧告『議院の再活性化—バックベンチ議員の役割—』（Select Committee on Modernisation of the House of Commons, *Revitalising the Chamber: the role of the back bench Member* (HC337), London: Stationery Office, 2007, p.28. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmselect/cmmodern/337/337.pdf>>) が導入の契機となった。

³⁵ 大臣のクエスチョンタイム又は首相のクエスチョンタイムと時事的質問のシャッフルは、別々に行われる。

ある。答弁は、通常、1分以内とされる。バックベンチ議員に活躍の場を提供する趣旨で、野党第1党の影の内閣の大臣が質問者として指名されるのは、通常1回のみとされている。野党議員にとっては、大臣が自らの省庁の課題について十分に説明を受けているか否かを試す機会となっている。時事的質問は、新しい情報を明らかにする場というよりも、政治的な論戦の場としての性格が強いという。

(2) 緊急質問

緊急質問 (Urgent Question) は、下院議員が1人の大臣に対し質問を緊急に行うことを申し入れた場合に、下院議長の承認を経て本会議で実施される特別な議事手続である。下院規則では、通常のクエスチョンタイムとは別に、議事日程表には記載されていないが緊急性を有すると下院議長が認めたもので、公的重要事項に関わるものが許容される旨を規定している(第21条第2項)。各下院議員の質問提出上限数は、1日に1件のみとされている。質問提出期限は、質問希望日の特定の時刻(月曜日は11時30分、火曜日・水曜日は10時、木曜日は8時15分、金曜日は8時30分)までであり、質問の提出を受けた下院議長が内容の緊急性及び公的な重要性を認めた場合、クエスチョンタイム終了後に実施される³⁶。実施時間は、通常30~60分である。緊急質問の諾否の判断は、下院議長の裁量による部分が多い³⁷。

緊急質問の実施は関係する省庁に直ちに通知され、本会議開会の約1時間前には、議院内の掲示等により下院議員に周知される。答弁を担当する大臣を決定するのは、政府である。質問と答弁の流れは、大臣のクエスチョンタイムと同じであり、質問者に対し大臣が答弁し、その後質問者及び他の議員による補充質問も認められる。

2 文書質問

下院における文書質問 (Question for Written Answer) には、「通常文書質問」、「期日指定質問」の2類型が存在する。文書質問は下院議員の活動の重要な部分を占め、特に野党議員にとっては幹部議員とバックベンチ議員の別なく、問題を提起し、政府を追及するために有用なものとして利用されている。答弁を担当する省庁内の処理方法は省庁によって様々であるが、基本的に質問事項に関係する業務をくまなく調べた上で答弁が作成され、当該事項の責任者である省庁職員と大臣がこれに署名する³⁸。なお、答弁の名義は、下院に議席を有する国务大臣又は下級大臣である。答弁は、質問者に送付された上、会議録 (Hansard) に掲載され、議会ウェブサイト上でも公開される。

近年では答弁の遅延や質の低下が指摘されるようになり、下院手続委員会が政府による文書答弁の監視、文書答弁に関する下院議員からの苦情の受付・審査を行っている。当該監視業務等は2010年10月に試行が始められ、2013年5月の報告書において本格的な導入が宣言された³⁹。同

³⁶ ただし、野党第1党の党首が緊急質問を申し入れた場合、緊急性の要素は考慮されないことになっている。なお、クエスチョンタイムが開催されない金曜日に緊急質問が実施される場合、開始時刻は11時である。

³⁷ 緊急質問が認められた場合でも、1日に行われるのは通常1件のみであるとされる。

³⁸ June Burnham and Robert Pyper, *Britain's Modernised Civil Service*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2008, p.171.

³⁹ House of Commons Procedure Committee, *Monitoring written Parliamentary questions: Seventh Report of Session 2012-13* (HC1095), London: Stationery Office, 2013, p.12. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmproced/1095/1095.pdf>>

委員会は、公表する報告書で特定の省庁に対し是正の勧告を行うこともある⁴⁰。

(1) 通常文書質問

各下院議員は、1人の大臣に対して文書での答弁を求める質問を行うことができる。これを通常文書質問 (Ordinary written question) という。文書質問が導入されたのは、1902年とされる。

手続の一部は下院規則第22条に規定されており、質問の宛名、議事課による質問の形式審査・質問の不受理、大臣の答弁拒否等は、大臣のクエスチョンタイムと同じである。各下院議員の質問提出数に制限はない⁴¹。答弁の期限は、慣例により提出から1週間以内とされる。答弁が長大又は過度に複雑な場合、後日答弁する旨の答弁を行うこともできる。なお、口頭質問と異なり、答弁の作成に要する費用が所定の限度額 (Advisory cost limit.現在の額は850ポンド (約12万2千円)⁴²) を超える見込みの質問について、大臣は答弁を拒否することができる。

(2) 期日指定質問

各下院議員は、1人の大臣に対する質問通告書において指定した日に、答弁書を受領することができる。これを期日指定質問 (Named day question) という。期日指定質問は、1972年に導入された⁴³、下院特有の制度である。質問の提出期限は、指定する日の3開庁日以上前である。ただし、答弁書を受領できるのは会議日のみである。各下院議員の期日指定質問の提出上限数は、1日につき5件である (同条第4項b号)⁴⁴。

II 上院

1 口頭質問

上院における口頭質問には、大別して「広義のクエスチョンタイム」、「私的通告質問」、「短時間討論のための質問」の3類型が存在する。これらの口頭質問は、いずれも本会議場で実施されるものである。本会議場の構造は、下院とほぼ同じである。ただし、上院では無所属 (Crossbench) 議員が一定の勢力を占めていることもあり、過半数を占める政党が長らく存在し

⁴⁰ 2013年の勧告を受けて教育省の答弁が著しく改善されたことが指摘されている (House of Commons Procedure Committee, *Written Parliamentary questions: monitoring report: Fourth Report of 2013–14* (HC1046), London: Stationery Office, 2014, p.7. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmproced/1046/1046.pdf>>)。

⁴¹ この点につき、下院手続委員会は、2009年の報告書『議会文書質問』において、文書質問の利用は政府の監視のために不可欠なものであり、通常文書質問の提出数に制限を課すべきではない旨指摘している (House of Commons Procedure Committee, *Written Parliamentary Questions: Third Report of Session 2008–09* (HC859), London: Stationery Office, 2009, p.33. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm200809/cmselect/cmproced/859/859.pdf>>)。なお、議会のインターネットシステムを通じて提出する場合は、1日につき20件までという制限がある。

⁴² “Parliamentary Questions,” *House of Commons Hansard*, vol.540, Column 16WS, 8 February 2012. <<https://hansard.parliament.uk/commons/2012-02-08/debates/12020833000014/ParliamentaryQuestions>> 不均衡限度額 (Disproportionate Cost Threshold) とも言われ、額は随時見直されている。なお、政府が議会質問の答弁1件の作成に要するコストは、口頭質問が450ポンド (約6万4千円) (補充質問に向けた想定問答の作成に要するコストを含む。)、文書質問が164ポンド (約2万3千円) と見積もられている。邦貨換算は、報告省令レート (平成30年10月分) による。単位未満は四捨五入した。

⁴³ Irwin et al., *op.cit.*(5), p.62.

⁴⁴ かつては提出数に制限を設けていなかったが、指定した日に答弁が受領できるという利便性の高さにより多用された結果、多くの答弁が保留になったため、2003年1月に当該制限が設けられた。

ておらず、左右の議席を与党と野党に明確に分けて配分することが困難な党派構成になっている。つまり、下院における与党に所属する上院議員が席を占める側に、無所属議員や聖職貴族 (Bishops) だけでなく、下院における野党に所属する上院議員が席を占める場合がある。2016-2017 年会期 (2016 年 5 月 18 日～2017 年 4 月 27 日) では、本会議の開会日が 141 日、本会議において議事に要した時間の総計は 936 時間 35 分であったが、このうち口頭質問が 134 時間 54 分 (14.4%) を占める⁴⁵。

(1) 広義のクエスチョンタイム

討論を行わず情報のみを求める質問は、金曜日以外の会議日に議事日程表に記載することができる旨、公的議事に関する上院規則 (Standing Orders of the House of Lords Relating to Public Business) (以下単に「上院規則」という。) 第 34 条に規定されている。これを本稿では「広義のクエスチョンタイム」と呼ぶ⁴⁶。広義のクエスチョンタイムは、「(狭義の) クエスチョンタイム」、「時事的質問」及び「対国務大臣質問」の 3 種類に分けることができる。なお、前述 (第 I 章の 1) の慣例により、下院に議席を有することが慣例となっている首相が上院のクエスチョンタイムで答弁することはなく、上院には首相のクエスチョンタイムが存在しない。

(i) クエスチョンタイム

(a) 概要

クエスチョンタイムは定期的実施され、上院規則によれば金曜日以外の会議日に (第 34 条)、本会議の公的議事の冒頭で (第 40 条) 行われる。具体的には、月曜日及び火曜日の 14 時 30 分、水曜日の 15 時、木曜日の 11 時から、冒頭の約 5 分の祈とう (Prayers) 等の終了後、30 分以内で実施される。行われる質問は 4 件であり、火曜日から木曜日までの 4 番目の質問は、時事的質問 (後述 (ii)) に充てられる。質問の数は、下院と比べ実施時間が半分であることを考慮してもなお少ない。この理由について、下院では可能な限り多くの質問を処理することで扱うテーマの幅の広さを求める一方で、上院では 1 つのテーマを掘り下げを求めているからであると説明される。

(b) 質問提出手続

各上院議員の質問提出上限数は、1 回につき 1 件、1 会期中 7 件である。質問内容の事前通告を行う必要があり、開会中は、クエスチョンタイム実施日の 4 週間前 (休会日及び非会議日を含む。) から実施日の本会議の開始時刻の 24 時間前まで (実施日が月曜日の場合、前週の金曜日の 14 時 30 分まで) に、上院事務局の議事課に提出する必要がある⁴⁷。質問は、先着順で議事日程表に記載される。質問の宛名は、政府である。上院議員行為規範 (Code of Conduct for

⁴⁵ House of Lords, *Statistics on business and membership: Session 2016-17: 18 May 2016 to 27 April 2017*, pp.1, 3-4. <<https://www.parliament.uk/documents/publications-records/House-of-Lords-Publications/Records-activities-and-membership/Business-membership-statistics/HL-Sessional-Statistics-on-Business-and-Membership-2016-17.pdf>> を基に算出。参考までに、法律案の審議時間の総計は、450 時間 30 分 (48.1%) である。

⁴⁶ 上院規則上は口頭質問 (Oral Question) という名称で規定しているが、上院が発行する『上院規則の手引及び上院議事手続の案内 (*Companion to the Standing Orders and Guide to the Proceedings of the House of Lords*)』では Question time と称しており、下院におけるクエスチョンタイムに相当するものでもあるため、本稿においてもこの訳語を当てる。

⁴⁷ 提出は、代理によるもの、紙媒体だけでなく電話又は電子メールによるものも認められる。

Members of the House of Lords) 第 10 条 b 号に基づく利害関係の表明の一環として、質問の提出時に質問者が質問内容に利害関係を有する場合には、その旨を明らかにしなければならない⁴⁸。質問内容については、①政府所管事項に関係していること、②可能な限り短くかつ明確で、意見の表明又は陳述を含めないこと、③攻撃的な表現を含めないこと、④大臣の最初の答弁が 75 語以内になるようにすること等の条件が課されている。これら利害関係の記入及び質問内容の条件は、クエスチョンタイムに限らず、上院の議会質問に共通する原則である。

(c) 政府側の対応

質問を受領した政府は、答弁を担当する大臣を決定する。下院のクエスチョンタイムと異なり、省庁ごとの当番制による日時の割当てがないため、1 回に複数の省庁の大臣が出席することもあり、同一の省庁が 1 週間のうち何日もクエスチョンタイムに出席することもある。

(d) 実施手続

質問 1 件当たりの所要時間（補充質問及び答弁を含む。）は、基本的に 7～8 分までとされる。質問を提出した上院議員が当日欠席した場合、当該議員の許可を得た上で、別の議員が代理として当該質問を行うことができる。質問者は補充質問を 1 件のみ行うことができるが、元の質問テーマの範囲内であること、論点は 2 つまでとすること等の条件がある。この後、他の上院議員も補充質問を行うことができる。補充質問を希望する上院議員が複数いた場合、お互いに譲り合うことが慣例となっているが、互いに譲らない場合、上院院内総務（Leader of the House of Lords）⁴⁹の采配により補充質問を行う議員が決まる。補充質問者は基本的に与党側の席と野党第 1 党側の席から交互に選ばれることも慣例となっている⁵⁰。時間不足により行われなかった質問について、後日文書答弁が行われることはないため、議事日程表に記載された 4 件の質問が全て行われるよう、上院院内総務が時間管理を行う。

上院のクエスチョンタイムの特徴として、下院に比べ党派性が弱く、単純に情報を求める質問や、問題を追及する場合でも党派的文脈の枠外の質問が行われることが挙げられる。こうした党派性の弱さ、1 つのテーマの掘り下げといった下院との差異は、政府の政策監視を行う追加的な場を提供することによって、上院が下院を補完することを示すものとされる。

(ii) 時事的質問

火曜日から木曜日までのクエスチョンタイムでは、4 件目（つまり最後）の質問は、質問実施日の 2 会議日前にくじ引き（ballot）で決めたテーマについて行われる。これを時事的質問という。質問のテーマは、その時々で注目を集めているものとなる。各上院議員の質問提出上限数は、1 会期中 4 件と、下院に比べ少ない。前述のとおり各上院議員によるクエスチョンタイム 1 回当たりの質問提出上限数は 1 件であるが、時事的質問には別途 1 件提出することができる。時事的質問の提出期間はクエスチョンタイムのそれよりも短く、おおむね実施日の 4 会議日前の午後から 2 会議日前の 13 時までとなる。質問が議事日程表に記載されるのは、基本的に実施日の前日の朝である。

⁴⁸ House of Lords, *Code of Conduct for Members of the House of Lords: Guide to the Code of Conduct: Code of Conduct for House of Lords Members' Staff*, 6th edition (HL Paper 157), 2017, p.22. <<https://www.parliament.uk/documents/lords-commissioner-for-standards/HL-Code-of-Conduct.pdf>>

⁴⁹ 基本的に閣僚であり、上院における政府案件の議事に責任を負う。また、上院議長は議事手続の決定権を有しないため、上院院内総務が議院に対して手続上の問題について助言する。

⁵⁰ 前述のような議席配置であるため、下院における与党と野党が上院で交互に補充質問を行っているわけではない。

(iii) 対国務大臣質問

毎月1回、木曜日のクエスチョンタイムの直後に、上院に議席を有する国務大臣に対する質問を実施することとされている。これを対国務大臣質問 (Question to Secretary of State) という。2010年1月から実施された。質問を事前に提出する必要がある、提出期間は、実施日の前週の月曜日10時から実施される週の月曜日13時までである。実施される質問はくじ引きで選ばれ、実施日の2日前 (火曜日) の朝に議事日程表に記載される。質問の宛名は上院に議席を有する特定の国務大臣であり、質問のテーマは当該国務大臣の所管に属する事項である。実施時間は20分まで、実施する質問は3件までであり、その他の手続はクエスチョンタイムと同じである。現時点では、上院に議席を有する国務大臣がいないため、実施されていない。

(2) 私的通告質問

各上院議員は、会議日に緊急の質問を行うことができる。これを私的通告質問 (Private Notice Question) といい、下院の緊急質問に相当する。上院規則第35条は、私的通告が行われた質問は、議事日程表への記載がなくても (すなわち緊急に) 実施できると規定する。

質問提出期限は、質問実施希望日の正午まで (13時より前に開会する場合は10時まで) であり、上院議長に対し書面で質問を提出し、その内容が即時の答弁を要する緊急かつ重要なものと上院議長が認めた場合に実施される (実際に認められることは多くない。)。私的通告質問は基本的に月曜日から木曜日までのクエスチョンタイム終了後に実施され⁵¹、実施時間は10分までである。補充質問等のその他の手続は、クエスチョンタイムとほぼ同じである。

(3) 短時間討論のための質問

その内容について短時間の討論が実施される質問を、短時間討論のための質問 (Question for Short Debate) という。提出された質問は議事一覧に記載され、1度に記載される短時間討論のための質問は、1議員につき基本的に1件である。定期的には実施されるものではなく、質問を提出した上院議員が与党院内幹事室 (Government Whip's Office) と協議し、実施日が決定される⁵²。実施が決まった短時間討論のための質問は、実施日の議事日程表の最後に記載される (上院規則第36条及び第40条第9号)。実施時間は、議事の最後の1時間半又は夕食若しくは昼食の休憩の間の1時間である。質問者の持ち時間は10分、答弁を行う大臣の持ち時間は12分であり、質問者は答弁に対して発言を行うことができない。残りの時間は一覧に掲載された他の発言者に等分される。発言は、基本的に1人1回までである (上院規則第30条第2項)。質問のテーマは様々であり、党派性のないものが一般的である⁵³。

2 文書質問

文書答弁を求める質問は議事日程表に記載され、答弁は会議録に印刷される (上院規則第44

⁵¹ 上院議長、質問提出者及び通常の経路 (Usual Channels. 与野党の院内幹事等による議事運営に関する非公式かつ私的な接触の総称) で合意に達した場合、金曜日の任意の時刻に実施されることもある。

⁵² 答弁を受ける権利があるわけではなく、提出から6か月が経過しても実施日が決まらない場合、議事一覧から削除される。ただし、定期的には実施されるものとして、会期当初から1月までの毎週木曜日に実施される時事的な短時間討論のための質問 (Topical Question for Short Debate) がある。

⁵³ Philip Norton, "The House of Lords," Jones et al., eds., *op.cit.*(10), p.422.

条)。これを文書質問という。質問の宛名は、政府である。各上院議員が質問を提出することができる日は、会議日又は休会中の特定の日（夏季休会中の9月及び10月の第1月曜日）である。各上院議員の質問提出上限数は1日に6件、開会中は1週間に12件である。質問内容には、①答弁が500語以内になるように作成すること、②1件の質問の形式で実質複数の情報を求めないこと等の条件が課されている。その他の手続はクエスチョンタイムとほぼ同じである。

所管の大臣は、質問提出後10開庁日以内に文書で答弁をすることが期待されている（休会中も同じ。）。会期末の残り5会議日以内に提出された質問を除き、答弁を行わないことは許されないものとされている一方で、下院同様、答弁作成に要する費用が850ポンドを超えた場合、大臣は答弁を拒否することができる。答弁を担当する省庁内の処理方法は、下院の文書質問と同じである⁵⁴。なお、答弁の名義は、上院に議席を有する国务大臣又は下級大臣である。答弁は上院議員に送付された上、会議録に掲載され、議会ウェブサイト上でも公開される。

おわりに

以上、イギリスの議会質問制度を概観したが、最後に口頭質問及び文書質問に関して留意すべきことについて触れておく。下院の口頭質問においては、与野党交互に質問を行うという慣行により、野党は質問の機会を議席数に比して多く与えられていると言える。特に首相のクエスチョンタイムにおいて野党第1党の党首に補充質問を多く認めるという慣行は特徴的であり、平時において連立を組む可能性が限りなく低い2大政党が政権をめぐる競争するという、政権交代のある2大政党制を前提とした上で、野党の中でも野党第1党に有利な扱いを認めた仕組みであることがうかがえる。議会質問制度の在り方を検討する際は、政党制が与える影響を考慮することも肝要である。

文書質問については、文書答弁の監視や苦情の受付・審査を行う下院手続委員会の存在は、特徴的と言えるであろう。また、下院の文書質問の提出件数は、直近で3万件を超え、多く利用されている。その理由として、質問文は基本的に簡潔なものが多く、論点も1つである場合が多いことが挙げられる。したがって、我が国の文書質問（質問主意書）の提出数と比較する場合は、我が国では質問1件で複数の事項を尋ねる例が多い⁵⁵ことも考慮に入れるべきであろう。なお、イギリスでは政治家と官僚の接触を禁止する慣行⁵⁶により、たとえ与党議員であっても、政府の役職に就いていない議員が議会の外で省庁の職員から直接情報を得る機会が基本的にないことも、情報を得る手段としての文書質問の利用につながっている可能性があると考えられる。

⁵⁴ Burnham and Pyper, *op.cit.*(38)

⁵⁵ 十数ものから、多いものでは小項目を含め40に及ぶ例もある。

⁵⁶ 濱野雄太「英国の省における大臣・特別顧問」『レファレンス』709号, 2010.2, pp.140-141. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166405_po_070907.pdf?contentNo=1>; Martin Stanley, *How to be a Civil Servant*, London: Biteback Publishing, 2016, pp.166-167 を参照。

別表1 イギリス議会の主な口頭質問

上院／ 下院	下院			上院	
類型	大臣のクエスチョンタイム	首相のクエスチョンタイム	緊急質問	クエスチョンタイム	私的通告質問
開催頻度	週4	週1	不定期	週4	不定期
実施時間	約1時間 (水のみ30分) 月：14:30- 火・水：11:30- 木：9:30-	30分 水：12:00-	通常30～60分 月～木：大臣・首相のクエスチョンタイム終了後 金：11:00-	30分 月・火：14:30- 水：15:00- 木：11:00-	10分まで 月～木：クエスチョンタイム終了後 金：関係者が合意した時刻
質問の事前提出	あり(金・土・日曜日等を除く3日以前の12:30まで)	あり(前週木曜日の12:30まで) ※質問内容の事前通告は事実上なし	あり(当日)	あり(4週間～開会時刻の24時間前まで)	あり(当日)
質問の選出・配分等 手続	<ul style="list-style-type: none"> 各議員の提出上限数は1日2件(1省庁・首相に対し1件のみ)。 1時間の回は無作為で25件抽出。 与野党交互に補充質問を行う慣例。 	<ul style="list-style-type: none"> 無作為で15件抽出。 与野党交互に質問(補充質問を含む。)を行う慣例。 	<ul style="list-style-type: none"> 各議員の提出上限数は1日1件。 質問内容が緊急かつ公益に関係するもので、下院議長が諾否を判断。 与野党交互に補充質問を行う慣例。 	<ul style="list-style-type: none"> 各議員の提出上限数は1回1件、1会期7件。 実施する質問は先着4件。 	<ul style="list-style-type: none"> 質問内容が即時の答弁を要する緊急かつ重要なもので、上院議長が諾否を判断。
質問・発言時間の制限				<ul style="list-style-type: none"> 大臣の答弁は75語まで。 	<ul style="list-style-type: none"> 大臣の答弁は75語まで。
補充質問	質問者	<ul style="list-style-type: none"> 許容(1件) 	<ul style="list-style-type: none"> 事実上、認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 許容(1件) 	<ul style="list-style-type: none"> 許容(1件)
	他の議員	<ul style="list-style-type: none"> 許容(1件) 	<ul style="list-style-type: none"> 許容(1件。野党第1党党首は6件、第2党党首は2件まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 許容(1件) 	<ul style="list-style-type: none"> 許容(1件)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 各省は5週に1回を担当。国務大臣の代わりに下級大臣が答弁することもある。 最後4分の1の時間で時事的質問を実施(質問内容の事前通告は事実上なし)。 公共放送BBCによるテレビ中継あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に首相以外の閣僚も出席(ほかの業務があれば欠席も可)。 公共放送BBC等によるテレビ中継あり。 		<ul style="list-style-type: none"> 火～木曜日の4番目の質問は、時事的質問(質問はくじ引きで選出)。 質問1件の所要時間は、補充質問及び答弁を合わせて、基本的に7～8分。 	

(注) 上院の対国務大臣質問及び短時間討論のための質問は、省略した。

(出典) 筆者作成。

別表2 イギリス議会の文書質問

上院／下院	下院		上院
類型	通常文書質問	期日指定質問	文書質問
質問の宛名	・1人の大臣（下院議員）	・1人の大臣（下院議員）	政府
主な質問提出要件	・質問者が質問内容に利害関係を有する場合、その旨を記入。		・質問の提出は会議日又は休会中の特定の日のみ。
質問提出件数の制限	・なし。	・各議員の提出上限数は1日5件。	・各議員の提出上限数は1日6件、開会中は1週間12件。
主な質問内容の条件	・質問内容が政府に情報を求め又は行動を要求するものであること。 ・省庁の所管に関係すること。 ・平易かつ簡潔であること。意見の表明を含めないこと。		・答弁が500語以内になるように作成すること。 ・1件の質問の形式で実質複数の情報を求めないこと。
答弁期限	・提出後1週間以内	・質問者が指定した期日	・提出後10開庁日以内
答弁の名義	・所管の国务大臣又は下級大臣（下院議員）		・所管の国务大臣又は下級大臣（上院議員）
備考	・答弁の受領は休会中も可能。 ・答弁に要する費用が850ポンド（約12万2千円）超のものは答弁拒否され得る。		・答弁の受領は休会中も可能。

(注) 邦貨換算は、報告省令レート（平成30年10月分）による。単位未満は四捨五入。

(出典) 筆者作成。

別表3 イギリス上下院の質問提出件数

会期	下院				上院			
	口頭質問		文書質問		口頭質問		文書質問	
	クエスチョン タイム	緊急 質問	通常文書 質問	期日指定 質問	クエスチョン タイム	私的通告 質問	短時間討論 のための 質問	
1997-98	8,113	28	29,120	23,532	832	*	129	5,729
1998-99	5,008	12	18,950	13,199	539	*	83	4,322
1999-00	5,747	9	20,569	16,212	630	*	87	4,511
2000-01	2,780	7	8,654	8,062	270	*	28	1,993
2001-02	6,528	10	49,217	23,688	713	*	81	5,798
2002-03	4,118	10	45,950	9,486	687	*	59	5,084
2003-04	3,687	12	46,163	8,712	634	*	50	4,524
2004-05	1,438	4	18,318	3,974	228	1	14	1,877
2005-06	5,353	14	79,667	15,374	743	2	89	7,374
2006-07	3,736	9	47,235	10,590	519	2	55	5,118
2007-08	5,151	4	61,006	12,351	595	3	45	6,535
2008-09	4,113	11	47,285	8,907	484	7	38	6,339
2009-10	1,924	12	21,160	4,307	248	5	6	3,240
2010-12	9,484	74	77,255	20,498	1,080	10	92	16,980
2012-13	4,607	38	30,172	12,123	499	9	70	6,816
2013-14	5,037	35	30,227	13,010	543	9	73	7,007
2014-15	4,240	45	18,548	11,638	444	2	65	5,943
2015-16	4,742	77	22,673	13,283	548	5	70	8,294
2016-17	4,422	74	21,156	13,555	508	19	64	6,872

(注) 実際の答弁数はこれよりも少なく、補充質問は含まれていない。不明な値は「*」で示した。破線は、議会期（下院議員の任期）ごとの区切りである。

(出典) Patrick M Vollmer, “Work of the House of Lords: Statistics,” *House of Lords Library Note*, LLN 2012/009, 2012.3, pp.19-20 <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LLN-2012-009/LLN-2012-009.pdf>>; “Sessional Returns.” Parliament UK website <<https://www.parliament.uk/business/publications/commons/sessional-returns/>>; “Business statistics.” Parliament UK website <<https://www.parliament.uk/business/publications/house-of-lords-publications/records-of-activities-and-membership/business-statistics/>> を基に筆者作成。